



る規定がございます。そこに率が規定されておりますが、これによって従来の取り扱いと比較してどうなるかという問題は、厳密には災害の態様によって異なることでありまして、正確なことは言い得ないのでありますけれども、しかし法律の建前から従来の国の措置を下回らないような配慮が行なわれておるわけでありまして、總体的に従来の国の措置を下回ることはないものと考えておりますが、試みに具体的に申し上げますと、三十四年度災害の県工事分についてその比較をいたしますと、前の特例法に基づく増分は、今度の案のかさ上げ高に比較いたしますと、今度の方が各県ともいずれも増加するのであります。数字を申し上げますと、特例法による増分すなわち十分の一に相当するわけでありまして、それは一千四百六十七万二千円と計算されるのであります。この災害は今度の率によって計算いたしますと非常にふえるのであります。六千九十万六千円になるのであります。差引増分が四千六百二十三万四千円になります。このように具体的に計算いたしましたして増加になるのであります。大体において公立学校分については大観してマイナスになることはないと私も考えております。

○村山委員 激甚災害の特別財政法との関係から考えていくならば、そちらの方が有利だという説明でございまして、その激甚災害であるという指定をする場合において、過去の分を見ても、学校数のお十分の一以上が被害を受けた場合には指定をする、一学校において非常に大きな壊滅的な損害を受けた場合には激甚災害の対象には

しないんだ、こういうような区分が確かにあるようございまして、今度、学校のそういうような激甚災害と、災害全体の額をまず政令によって規制をして、二百億なら二百億という基準を設定するだろうと思っておりますが、その場合において、学校の十分の一以上がとにかくわされなければ学校の場合には指定から除かれるんじゃないだろうかというような話があるようでありますけれども、その政令の指定をめぐりましてどういうような話し合いがなされているのかということをお伺いしたいと思います。

○杉江政府委員 今度の法律の根本的な考え方は、従来公共土木事業はそれだけで計算し、それからまた公立学校については公立学校だけで計算して措置しておったわけでございます。それを今度はプールいたしましたして、そして地方公共団体の負担額を計算し、それが標準税収入と比較して、その地方公共団体の負担が著しく大であると認めるものについて、これを激甚災害と指定し、特別の措置を講ずるわけでありまして、今までは学校はそれだけで計算をしたものがプールされて計算する、そういうことになりまして、従って出入りはどうしても生じてくるわけでありまして、出入りは生じてくるわけでありまして、激甚災害と指定された分については、これは相当厚く国としての措置を講じよう、こういうことになるわけでありまして、この点についても、過去の事例、ことに三十四年度災害の例を見ましても、この差引計算——これは市町村別の計算をいたしておるの

は私も一応ないものと考えております。ただ、まだこの政令は目下検討中ございまして、正確なことは今後政令段階にゆだねられることになると思っておりますが、私も従来の措置に比べて、これに劣らないような措置をできるだけ要望し、実現するように努力したいと思っております。

○村山委員 そういたしますと、従来のものは、学校は学校ごとに学校数の十分の一以上が災害を受けた場合に特例措置法の適用を受けておったけれども、今回激甚災害の特別財政法の第二条によりまして、公共事業等のほかのものでプールした上で、財政措置を激甚災害としての指定を政令でした上で財政措置の積み重ねをやるのだということになっておるようございまして、その場合に、激甚災害として金額が三百億なら三百億、こういうような線で押えられる場合と、二百億円なり百億円なりという線で、これが国民経済に著しい影響をもたらす線だ、一つの限界線が示されるだろうと思っておりますが、その金額の押え方いかんでは、適用をされること、今度金額が上回っていけばいほど、激甚災害の指定からははずされるという可能性が出て参ります場合においては、従来は四分の三の補助だった、今度は三分の二プラス歩積みがあるわけでありまして、その場合における数——金額の面はわかりましたけれども、その適用された市町村別の学校数ですか、そういうような場合の数が増加しますか、減りますか。

害額から計算して国の措置額をきめる建前になっておるわけでありまして、まずその全体のワケをきめて実態にそれを適用するという建前ではないわけですが、もちろん実際問題としては、予算折衝の問題になり、そういうふうな面も起こらないとは言えませんが、建前としては被害額を下から積み上げていくという考え方をとっておるわけでありまして、そういうふうな建前になっておるといことが一つ、それから実際に学校の校数等どうなるかということ、先ほど申し上げましたように、これは災害の発生状態によって違ふものであり、一がいに言えないのであります。しかし私どもが今政令で一応考えられております率によって試算してみますと、その点は必ずしも不利にならない、こういうふう

○村山委員 確かに金額は、三十四年度を例にとつて考えれば四千六百万円程度増額するという点はわかるわけですが、政令によって、被害額、特に国民経済に著しい影響を及ぼすというその基準設定の金額のいかんによっては、適用数はかえって減ってくる可能性というものも考えられるのではなからうかと私は思うのです。三十四度の場合にはほとんど同じようにお伺いをしていられるわけですが、その金額の設定いかんによってはそこにはバランスがくずれてくる点がある。これは技術的な問題でありますけれども、そこら辺に一つ留意していただいで、政令によるこの基準設定にあたりましては、その事業個所が減らないように御注意を願いたいと思つておるわけでありまして、次に、公立学校の施設災害につきま

しては、今回の改正案によりまして、三分の二の改良工事ができる、こういうふうな積極的な法律が改められた点は、それはまことに喜ばしい点でございまして、それと同時に、従来から百七十六号あるは百八十九号の法律の制定を受けまして、今回の激甚災害の特別財政法案の中に見られますように、公立の社会教育施設、さらにはまた私立学校の災害復旧、こういうようなものが内容的に規定がされているわけでありまして、そこでこれをよく検討してみますと、公立学校の施設災害は三分の二の改良工事ができる、公立の社会教育施設は予算の範囲内で三分の二の原形復旧だ、そして私立の場合には建物だけの適用で、しかも予算の範囲内で二分の一だ、こういうふうになっておるようでありまして、そこには公立学校の施設災害というものが一番大きくなって、それから社会教育施設、それに私立学校、こういうふうなふうないろいろな適用段階が考えられているようでありまして、こういうふうなふうな差をつけてやるのだという考え方に立って、その根拠というものがあれば、この際お示しを願いたいと思つておる。

○杉江政府委員 私立学校及び社会教育施設についても、今後の努力目標としてやはり改良復旧で考へべきだと考えます。ただ今回の措置は激甚災害の統一立法ができるに際して、その法律の建前から、これを捨てておきますと、公立学校の改良復旧の点がはずれてしまふ。従来の立法にはこの公立学校の改良復旧の点が、このような統一立法になりまして、そういう部分

を個々に規定することが非常にむずかしい

○杉江政府委員 まず原則といたしまして、その被害



ボートにつきましては従来処理した実例がございます。考え方としては、設備というところで処理いたしたと思っております。この点は高等学校等の水産実習船等につきまして同様な扱いでございます。

○村山委員 そういたしますと、設備については施行例によってそれぞれ計算の方式が違っているようであり、この学校の建物等の場合には三分の二の改良工事ができる、こういうことができれば、こういうことになっておりますけれども、スクール・ボートの場合等はこういうふうな一体取り扱いで、実質的にはどれくらいの補助率になってくるのかを承りたい。

○井内説明員 ただいま村山先生のお尋ねでございますが、三分の二の改良復旧というふうなお尋ねでございますが、これは改良復旧を何多予算で認め、何多改良復旧をするかという問題と、負担率が三分の二という問題は一応別の問題でございます。設備につきましては被害を受けましたときに、やはり適正な金を一応査定いたして出して参ります。そうしていわゆる母法による場合は、負担率は同じように三分の二でございます。

○村山委員 実際災害が出ました場合に、激甚災害にひかかった場合には一応いいいたしましたして、普通の災害の場合、起債の対象の面から考えまして、災害の実情から申して参りますと、たとえば小災害が非常に多いわけでございますが、激甚災害は先ほども実質的に三分の二になるような程度において措置がされた場合において、普通災害の場合は一体どうなるのかということを考えて参りますと、起債承認の条

件というのが確かにあるようであり、市町村においては百万円以上でなければ起債の承認が行なわれない。そうなる参りますと、たとえば三百万円の学校災害がある、それに對して今度のこの法律の母法の中におきまして、三分の二の国庫補助がなされるわけであり、残りについては起債においてこれを充当していかなければ学校が復旧をしない、こういうことになるかと思つてあります。その場合において財政指数が非常に低いところの市町村、特に離島の村あたりにおきましては、百万円という起債の制限ワクがあるので非常に困る、もっとワクをゆるめてもらわなければやつてゆけないというふうなことをよく聞くのであります。その場合におけるところの離島等の場合を特に考慮いたしまして、起債の制限額については、百万円というのを五十万円程度に離島の場合には特に考慮してやるというふうなお考えはないのかを、この際承っておきたい。

○井内説明員 起債額はただいま御指摘ございましたように、事業ごとに一定の制限が設けられておまして、その金額に充たなければ、原則として起債許可が行なわれないわけでございます。それは都道府県及び五大市につきましては一千万円、それから人口三十万人以上の市が五百万円、人口五十万人以上の市が二百万円、その他の一般の市町村が百万円、たゞいま御指摘の通りの起債許可を行ないますための限度額が定められておるわけでございます。ただし現在も自治省の方におかれまして、人口十万人未満の市町村につきましては、当該事業以外の事業の起債額も合

算いたしました許可を行なうというやり方で、実質的に人口十万人未満の市町村につきまして、基準を下げたと同様な工夫をいたしていただいております。ただいまの御指摘の点につきましては、たとえば学校の復旧ということでは、たとえ文部省の立場といたしましては、起債の運用等につきまして、今後一そう自治省等に現実いろいろな具体例を持って参りまして、特に離島なり僻地なり等におきます学校復旧等が起債を至たる財源としてやります場合に、実情にうまく合つて執行されますように一そうの努力を私の方もいたしてみたい、かように考えております。

○村山委員 実際の離島、僻地といわれるところは、きわめて基準財政収入額も少ないし、標準税収も少ないわけですが、そういうようなところは、一たん災害に見舞われますと、公共施設があまりない、住民の被害、民生上の被害というものが大きくて、公共上の被害が少なくない、そういうような災害の場合もあり得るわけですが、そのようなところにおいて学校が半壊をした、こういうようなときに、補助金をもたらさずとも、起債がつかなければいけないというふうな財政指数にある村もあるようなわけであり、そういうようなところから、この際やはり百万円という制限額を五十万円程度にしようという制限額を、どうにもやっていますと、今後そういうふうな災害が出た場合におけるところの予算の執行において、せつかく改良工事までワクを広げてやろうというふうな考

え方に立つておられますので、ぜひ実情に即するように、その許可基準等につきましては、自治省の方とよく折衝をさせていただくようにお願いをしておきたいと思つております。

それと全壊、半壊の場合、これを考えてみますと、全壊の場合には今度の法律の改正によりまして、改良工事を促進することができると思つておりますが、半壊の場合の残存坪数が出ておりました場合に、改良工事を今後行なうということになりますと、どの程度まで認められることになるのか、現在の法律のままですと、この一部改正の法律が通過した場合におきましては、どういふような差が半壊の場合には出て参るのかということが明らかであれば説明を願いたい。

○杉江政府委員 残存家屋を半壊の場合に差し引いて計算するという方式が従来とられたのでありますが、実は今度の官城県の地震災害にあたりましてこの点は特に大蔵省にお願いいたしまして、その残存家屋を差し引かず計算するという措置をすでにとつております。今後ともそのような方式でお願いできるものと考えております。

○村山委員 それは法律の改正によらなくとも、現在のままでも努力によつてやつていけるおとことになるわけですね。だけれども、この法律が改正されるとよりそういうふうなのやりやすくなるということが言えますか、どうですか。

○杉江政府委員 その点はやりやすくなると思つていますが、特に今度のこの法律自体は、そのことを直接にはいっておらないわけですね。

○村山委員 予算の執行にあつて、

この法律の改正によりまして従来の場合よりも改良工事ができるように積極的な姿勢で規定づけられておるわけであり、そうなる参りますと、それに伴つてこの本年度の場合の事業量といひますが、増加する部分が増加してくると思つて。原形復旧、たとえ木造であつたものをまた木造にするよりも、今度はそれを積極的に鉄筋コンクリートに改良をするわけであり、ますから、その単価並びに坪数の増加によりまして当然国庫負担というものがふえて参る。その増加するものは、一体どの程度になるのかという見通しがついておりましたら、三十七年災害については、ただいままで特に公立学校の関係で発生をいたしておりましたは、四月三十日の官城県北部地震、それから七月中旬に九州地方を襲いました梅雨前線の集中豪雨、その他七月二十七日、八月四日、和歌山、北海道等を襲いました災害でございます。ただいま官城県の北部地震につきましては先般予備費を決定いたしまして執行の段階に入つておられますが、九州に起こりました集中豪雨等の災害につきましては、ただいま大蔵省との現地立会査定を実施中でございます。その結果を見ましても全半壊について改良復旧を希望するものが大体何千くらいになるか確定しかねる状況でございます。官城北部地震につきましても改良復旧を希望する学校がございましたが、これらの学校につきましては、予備費の予算措置によりまして、大体改良復旧を希望する学校の全部につきまして改良復旧を認め得る状況にたつてまいりました。

おるわけでございます。

○村山委員 原形復旧と改良復旧の場合、宮城県の場合はどのくらいの差が出ていますか。

○井内説明員 宮城北部地震の金額を申し上げますと、大蔵省との現地立会査定の結果、国庫負担の対象と一応確定し得るものが金額にいたしまして大体二億の査定工事費になります。二億の査定工事費につきまして負担率三分の二という母法によります国庫負担を行ないますので、補助金はおおむね一億三千九百万、約一億四千万というのが宮城北部地震にたゞいままでのところ予定いたしております国庫負担金でございます。そのうち全半壊によりまして新築復旧をいたしますのに要します経費が、大体一億一千万でございます。残りが建物、土地、耕作物、設備等の補修費でございます。一億一千五百万の新築復旧のうち、大体改良復旧を七〇〇程度見込むということでございます。予算措置をし、執行いたしているわけでございます。

○村山委員 宮城の場合には文部省の努力によって七〇〇までは現在の法律のもとにおいても改良復旧をやる、こういうことになるわけでありまして、この法律改正がなされずと、原形復旧もやるわけでありまして、原形復旧も、さらに改良復旧をやる割合といふものをどの程度まで高めようとお考えになつておられるか、それをお確かめしたい。

○井内説明員 改良復旧の実績は、過去大きな災害に対しまして、伊勢湾台風、第二室戸台風がござります。伊勢湾台風のとくにおきましては、全壊の坪数に対しまして六〇〇、半壊の坪数

に対しまして三〇〇が予算上措置されたのでござります。第二室戸台風の際はそれがそれぞれ一〇〇上昇いたしました。全壊の場合が七〇〇、半壊の場合が四〇〇でございます。今回の母法改正が成立をいたしました後におきまして改良復旧の率がどうなるかという点につきましては、全壊坪数、半壊坪数のうち改良復旧を希望いたします希望率というのが一つあるわけでございますが、これがたとえば全壊坪数が千坪といたしますときに、渡り廊下部分でありまして、物置部分でありますとか、改良復旧を設置者も一応考えないという坪数が必ず出て参ります。従来の状況で申しますと、改良復旧の希望申請率は、災害の態様によつても異なりますけれども、大体九〇〇から八〇〇前後ではなからうかと考えております。今後災害が起こりましたときに、原則的には全半壊坪数を持つている市町村で、改良復旧を希望いたしますものにつきましては、改良復旧の予算上の措置を考へる、こういうことにならうかと思つております。

○村山委員 改良復旧の希望率は九〇〇だ。それを改良工事をする場合には、今の課長の話では、一〇〇〇になるように努力したいということ、そういうふうな努力願いたいと思うのであります。この際お尋ねをしておきたいのは、実際現有している保有坪数というものが、そういうような地震とか台風、豪雨等によつて消滅した場合において、今後それを基準坪数をもとにして計算をして参ります場合に、従来持つていた保有坪数よりも、新しくつくりましますところの学校建坪数が減少してくる、こういうよう

な場合が予想されるわけでありまして、宮城の場合にはそういうようなことはなかつたわけなんですか。

○井内説明員 ただいまの問題は、災害復旧の場合におきましても、一般整備の場合と同様な小学校補正付〇・九坪、中学校補正付一・〇八坪の基準を国庫負担の限度といたしております。それで特に小学校の子供の数が減少し始めておりますので、災害を受けました際、国庫負担の対象坪数を今の補正付〇・九坪で計算いたしますと、大体現在の保有よりも下回るようなところまでしか国庫負担の対象の坪数が出てこないというような問題が現に起こります。宮城北部地震の場合にもそういった問題が若干ございましたが、その点につきましては実際に学級数が何学級である、実際に必要といたします学校の坪数が何坪になるかとかあるいは来年、再来年以降の生徒数の減がどう立つかというふうな、そういう個人の学校の実情を精査いたしまして、必要があるものにつきましては二割増し特例計算の範囲内におきましてできるだけの措置をとつておる次第でございます。

○村山委員 そこでそういうような特例措置をとつていただいで、実情に合うようにやつていただいたことに対してはいいわけでありまして、問題は坪当たりの単価あるいは基準坪数の押え方、こういうようなものによりまして、実質的に三分の二の国庫補助率だということにはなつておられるけれども、実際は設置者の負担増というものが三分の一以上にあるのではないかと、この点が考えられるわけでありまして、特にこの中学校の技術家庭科の特

別教室並びに理科教育振興上の特別教室、こういうようなものが本年度から予算の要求の基礎にも入つて参りましたし、これは従来施行令等で押えられておりました小学校〇・九坪、中学校一・〇八坪のワケ外にプラスアルファとして示された数字ではなからうかと思つております。そうなつて参りますと、将来中学校の技術家庭科あるいは小中学校の理科教育の振興上の特別教室、こういうようなものを入れ込んだ理科の特別教室はこの各学校に必ず必要なんだ、そういうような点から積算をしていった場合においては、基準坪数というものの数字を改訂しなければならぬ段階にきているのではないかと、その改訂の見通しと

いうものと、現行の単価というものがこれは木造にいたしましても鉄筋にいたしましても実情にそぐわない建設単価というもので押えられている。これは幾ら高率の補助率を作ろうといたしましても、実質的には三分の二が二分の一に低下するといふような現状が出てくるわけでありまして、そういうふうな単価改正に対するところの見通し、これを来年度の予算要求の中でどういうふうな実現をしていくお考えであるか、この際お示しを願いたい。

○杉江政府委員 基準の問題、単価の問題、いずれも御指摘のように改正すべき段階になってきております。それで私どもの考えとしては、明年度予算においてそれらの実現をはかりたいと考えております。基準については、これはなかなかむずかしい問題があり、十分慎重に考へべきことでありまして、現に私どもいろいろ調査をいたし、基準改訂案も実は用意しているの

でございますが、これはなおよく研究いたしまして、できるだけ早い機会に改めたいと考えております。

○村山委員 大蔵省の次長がお見えになつておられるのでありますが、大蔵省の考え方をこの際承つておきたいと思つております。

○谷村政府委員 考え方と申しますか、ただいまの基準の問題並びに単価の問題であらうと思つていますが、いずれも来年度予算の問題として検討して参りたいと思つております。

○村山委員 来年度予算の問題として検討して参るといふことは、これは当然予算の査定をやるのだから検討するのはあたりまえの仕事であつて、どういふふうに検討するかという問題なので、あなた方は実質三分の二国庫補助という負担の制度を名実ともに確立をして、地方財政に負担をしわ寄せをたさせないような方向において考へているのか、それを名目的なものとして、現状は名目上の問題になつてい

る。そういうような実情を無視してやる考へ方なのか、その考へ方の基本的な方向をやはり示してもらわなければ答弁になりません。

○杉江政府委員 単価の問題等地方財政全般を通じて文教のみならずいろいろな点で検討しなければならぬ問題がござります。さような点につきましてははもろろん実情と適度に、あるいは不合理に遊離しないように是正すべきものは是正すべきであらうと思つて、どの程度が不合理であるか、どの程度が適当であるかといふことについて、その他一般もろもろの問題と合わせて検討いたしたい、こういうわけでございます。

**○村山委員** 現段階においては主計局長はその程度しかものが言えないだろうと思う。とにかく現実には学校をつくる場合等において単価の問題なりあるいは設置基準、基準坪数の問題が実情に合わない。今日、日進月歩の状況にあります教育水準の向上という面から考えましても、さきに教育課程の改正を文部省は強行したわけであり、それが、それに見合うところの実質的な内容というものは教職員の面においても、施設設備の面においても、十分にまだなされていない。そういうようなものが国の教育行政上の必要な措置としてなされる以上は当然そういうような要素を取り上げなければたゞ名目的にやるだけのことであって、実質上はそれが即応しないということになる、教育を、人づくりというようなものが生きてこないということになるわけであります。そういうような点から考へて参りますならば、当然中学校の理科教育の振興あるいは中学校の技術家庭科というような新しい教科の新設に伴う特別教室等は基準坪数の中に入れ込まなければおかしと思う。そういうような点を十分に考へていただいで、建設単価は実情と非常に差がありますので、実情に即応するように訂正をお願いしておきたいと思う。

最後に大臣に考へ方をお尋ねをしておきたいと思ひますが、きのう都道府県の教育長協議会の方から三十八年度の文教関係立法予算措置要望というものが、私たちの方にも要望書が参つて、その中を見ますと、来年度予算に関係のあります分は一応別にいたしますが、災害に関連して次のような要望がなされているようであります。大災

害発生時におけるところの教育に対する救済措置が不十分であるので、次の事項に留意され、災害救助法を中心とする関係法令の改正措置を講ずるとともに、これに伴う再建措置をはかられたい。その内容は、教科書その他学用品の無償給与のワクを拡大してもらいたい。第二点は、災害救助法の適用のない避難地に児童の集団疎開が行なわれた場合においては、受け入れ制市町村に対しても特別交付税その他の財源措置を講じてもらいたい。第三点は、特に児童生徒を対象とした保健衛生上の救助措置をとってもらいたい。第四点は、災害時におけるところの奨学救済制度を確立してもらいたい。以上もつとも重要な点と並べられておるのではありませんが、こういうようなものはやはり災害対策の閣議等において、大臣の方からその災害救助法等はこれは厚生大臣の主管でありましようけれども、文部省の關係の分については、災害発生時の対策という点から考へて十分な措置を講じていかなければ、ただ建物だけについてこういうような改良工事をするとだけでは十分な対策は講ぜられないと思ひます。そういうような点から考へまして、これらの要望、陳情の内容につきましては十分に検討をした上で善処されるであろうと思ひます。大臣はその災害時に対するところの教育の救済措置という問題をめぐってどういふような対策をお持ちかを、この際承つておきたいと思ひます。

**○荒木國務大臣** 今教育長協議会等からの申し出を中心に指摘されましたことは、私はまだ具体的に直接聞いておりませんが、一両日中に教育長会議、教育委員長会議に私も出向きまして、直接お話し聞き、御相談もする機会がありますので、もっと直接的な要望も聞いてみたいと思ひますが、しかし、今指摘されました事柄をそれ自体、まさしく要望の線に沿つて国としては対応する必要がある事柄だと思ひます。文部省だけで現行諸制度のもとにない得る部分の努力不足もあるいはあろうかと思ひますが、多くは各省にまたがる關係からして、十分に注意が行き届かなかつた点もあろうかと思ひます。さらには、現在の法律制度等を改善しなければできないという部分もあろうかと、ちょっと想像するわけでありませんが、いずれにいたしましても、かような場合に手落ちのないようにするということは当然なことでありましようか、努力をいたしたいと思ひます。

**○村山委員** 私の質問はこれで終わりますが、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の一部を改正する法律は、内容的に見ましてわれわれとしては賛成する点が多いわけでありましよう。以上申し上げまして、質問を終わります。

**○床次委員長** 山中吾郎君。きつておきたいと思ひます。一つは、今村山委員から話がありましたが、単価の問題ですけれども、これは大臣にお聞きします。たとえば法律で二分の一を補助するという明示があつて、単価を非常に低くして実質上三分の一の補助にしか該当しないといふことは行政上の問題であつて、これは明らかに法律違反だ、そういう解釈をしなければならぬと思ひますが、いかがですか。

**○山中(吾)委員** 簡単に二点だけお聞きしたいと思ひます。一つは、今村山委員から話がありましたが、単価の問題ですけれども、これは大臣にお聞きします。たとえば法律で二分の一を補助するという明示があつて、単価を非常に低くして実質上三分の一の補助にしか該当しないといふことは行政上の問題であつて、これは明らかに法律違反だ、そういう解釈をしなければならぬと思ひますが、いかがですか。

**○荒木國務大臣** いきなり法律違反と云つてかかる点かどうか、ちよつと私もわかりませんが、これはなかなかデリケートな、むずかしい、つかまへどころのないような本質を持つておるよふに思ひます。一体、予算に積算基礎として取り上げましたものの値段、単価といふものが、予算成立後執行完了のときに至るまでそのまま微動だもしないでつておれば一番いいのですけれども、国内事情ないしは国際事情等にも関連を持つてしまつちやう変動してやまない、その時々需給關係で定まるものもあるわけでしょうから、きつちと具体的にびた一文も違わないように請負契約と予算とが一致するはずのものじゃないと思ひます。その許容さるべき範囲がどの程度であるか私もわかりません。しかしおおむね常識的に予算単価と実行単価がなるべく近づいておる状態が望ましいと思ひます。そのことは一般物価政策の確立とも関連いたしましやうが、要するにむずかしいことだと思ひます。一年間の将来を見通して予想し得るいろいろな諸条件を勘案してきめるように政府としては努力すべきもの、かように思ひます。法律違反だといふお説にいきなり賛成するものかどうかと思ひます。私もよくわからないわけでありましよう。

**○山中(吾)委員** 結局わからない御答弁のようですが、現実には、たとえば来年度の予算編成の場合については、現在の物価が、建築資材その他が非常に上がつておることは客観的事実であります。従つて単価をとかく昨年度と同じ単価ではいけないといふことだけは、法律の規定から明らかだと思ひます。

**○荒木國務大臣** つかまへどころのない課題だと申し上げましたが、それでも室戸台風のときでございましたが、災害復旧に関連をいたしまして、現実単価に非常に近いところで大蔵省と話がまとまりまして、単価の引き上げをいたしました。そのことが三十七年度予算にも採用されて、それを基本的に実施段階に入つておりますが、それよりも現実にはある程度上回つて、鉄筋、鉄骨、木造平均おしなべての単価にいたしまして、実行と予算の単価とは高校急造に関連して承知しましたことは、一万五、六千円の開きがあるといふことを承知しております。その状態が今後も持続するであろうかどうかといふ将来の見通しにかんじてもありますが、坪当たり一万六千円も開きがあること、それ自体は、予算の執行不可能であると常識的にも考へ得る開きかと思ひます。ですから極力開きがないうようにする努力をするのが、私どもの立場上当然であります。その点の見通し等について、大蔵省ないしは自治省等と十分に相談をいたしまして、執行不可能ならぬように努力せねばならぬと思ひます。

○山中(吉)委員 高校急造の場合には単価を引き上げたのは、たしか工業関係だけですね。政策的に必要な部分だけを引き上げて、その他を引き上げないということ、法律規定からいっておかしい。その点を大臣よく検討していただきたいと思ひます。

大蔵省にお聞きいたしますが、先ほどの御答弁によつて、いろいろのことをお察ししては、法律規定からいって、やはり基準単価といふものは三分の二補助とある限りについては、少なくともそれに近い、少なくとも三分の二という概念に入る程度の基準単価を法律の基準として認められなければならぬ。大蔵省は査定するときにいつも押えていくので、自由裁量の問題ではなくて、法律規定と密着した査定の仕方をするければならぬと思ひます。その点は明確にお答え願つておかなければならぬと思ひます。ところが法律に三分の二と書いてあるからといって、三分の二以内といふことは、これは私は受け取れない。それは一般の立法技術上の問題だと思ひます。その点は明確にお答え願ひたいと思ひます。

○谷村政府委員 予算の問題といつたしましては、単価といふことは、大はただいまおっしゃいました建築単価のよくなるものから、小は消耗品、備品の単価に至るまで、すべて単価が中心をなすわけでありませうから、仰せの通りその単価をいかに適正なものとして把握するかといふことは、単に文部行政のみならず、その他一般の国の施策の予算をつけます際に大きな問題になるわけでございます。建築単価のことで考へてみますと、文部省所管のことで見れば、ただに公立文教のみならず大き

な国立文教の施設もあるわけでありまして、たまたま地方財政との関係におきましては、地方が持ち出しになることを持ち出しにならぬとかいうそういう話になつて参りますけれども、国立文教になつて参りますと、これはできるかできないかという自問だけの話でありませんから、非常に大きな問題でございます。そこで予算の立場といたしましては、建築単価の中身を詳細に分析いたしまして、建築関係の物価指数その他も見まして、工法の変化その他技術的な内容にまで立ち入りまして、できるだけ各省各庁にまたがって統一のとれた単価を見ていこう、こういう気持でやつておるわけでございます。それが具体的にある地方、ある県、ある市町村の具体的な工事とどういふふうに関係するか、場合によつてはその県の具体的な工事、その町の具体的な工事の単価が、これはもういろいろのございまして、大体標準的なあるといつたしましては、大体標準的なあるといつたしまして、適正と考えられる単価をとつて見ていく、こういうことをいたすつもりでございます。現実にある

県の、ある町村の単価と食い違ふことは、これは当然あり得ることとして御了承いただけることと存じますが、単価それ自身予算にどう組みかかるといふことは、ただいま抑せの通り実情を十分調べました上で適切なものにしていくべきであるといふことは、私どももいたしまして異論のないところでございます。

○山中(吉)委員 今のお考えの中に一つの矛盾があると思ひますのは、国立の場合は補助何分の一といふ問題ではなくて、国が直接建てるわけですか

ら、単価が少なければ貧弱な建築しかできない。そしてこれは政治的な責任を問われるだけの話なんです。今言つたのは、補助を明確に三分の一なら三分の一と明示した、そういう場合について単価は三分の一補助に相当する単価を計上するといふことが法律的義務だ。自分で建てる場合とは違ふので、三分の一補助するといふ義務を国が法律的に背負つておる場合について、単価を国立大学と一緒の単価といふふうなお考えで査定されるのは間違ひじゃないか。その点は概念の混乱をしていられると思ひます。どうですか。

○谷村政府委員 ちょっとその点私どもと立場が違ふようでございます。非常につまらぬ例を申し上げて恐縮でございますが、単に文教のみならず、たとえば社会保障その他につきまして、地方に対して建物、施設等の補助をいたしておりますが、かりに—仮の例でございますが、非常にデラックスなものを地方でお建てになつたかして、デラックスな老人ホームとか何かできました場合に、三分の一補助とありますから三分の一をよこせ、こういうわけには参らないわけでございます。おのずからこの程度のものが適当だろうと思はれるところで補助をすだらうと思はれるのはデラックスなものである。それが現実には多少はみ出しておらうと、およそ適当だと認められるところが補助の単価として適当である。これがやはり法律で予算の範囲内において書いていたいたした気持でございます。それが、かかつたものだけは全部三分の一補助しろといふ話になつても困るわけでありませう。

○山中(吉)委員 そういう実質主義と教員給与の場合と法律基準は違ふのだから、そういうことは考へていない。ただやはり国立の場合に単価はこれだから、補助を規定した法律事項に基づいて算出する場合の基準単価を引き下げるといふような思想は違ふんじゃないか、間違ひじゃないかと私は言つておるわけですよ。現実には東北とかあるいは東京、関東とか、地域々々によって建築費は違つてくるかもしれない。しかし常識的に言つて、三分の一補助が四分の一補助に実質上なるというやうなことは、やはり法律問題として論議しなければならぬ問題であるから、その点は考へるのが当然だ、そういう考へは、やはりもう少し深めて査定をされる必要があると思ひます。それを要望しておきたいと思ひます。

それからあと一点だけお聞きしたいのですが、原形に復旧するという思想があつたのですが、現在の基準単価よりも、三十年前に建てた校舎—村が補助金をもらわないうで、後の六・三制のために建てた校舎が、その後六・三制のときに作った基準単価より二教室多い、三教室多い、特別教室を一つ多くつくつてある。それが火災になつたときに、原形復旧といふ場合には、その実績に応じてもとの坪数だけを建てよといふ村の思想に依つて、私は補助対象にすべきであると思ひますが、前に十教室あつたものを、基準単価に計算をして八教室に削つて補助対象にするといふことを建前とする考へ方については疑問がある。少なくとも過去において実績を持つて建てておる小

学校、中学校の校舎については、その分だけは無条件で原形復旧すべきであり、そのあとに鉄筋その他の改良を原則とするかどうかという論議がされるべきであるのだから、現在の焼けた校舎を下回つて補助対象にして、それ以上はやらないという考へ方は間違ひだと思ひます。その点についてはいかがですか、これは大臣にお聞きします。

○荒木国務大臣 詳細はわかりかねますけれども、基準単価につきましては再検討すべき時期に来ておると思ひます。さつき局長からお答え申したのでありますが、さりとて、そう右から左に簡単に割り出せるものでもないやうでありまして、今盛んに資料を取り集めまして、一応の案案はできておるやうですが、かりにもうちょっと詰めて、基準単価といふものの将来にわたつての合理性を—ことに生徒がだんだん減つてくる。それとの関連においてどう受け取るべきかといふことも考へあわせて、基準単価が今お話しした一番の基本の問題と思ひます。単価も今のやり取りのように、現実には影響はありませうとも、その基本は基準単価にある、そういう考へ方に対してはねばならぬと思ひます。

○山中(吉)委員 答弁が少しずれてしまつたが、局長にいま一つ聞きますが、原形復旧といふものは、現在ある校舎をもつて戻してやる思想だ、端的に言つて、従つて十教室建てては無条件に原形復旧として補助対象にするという思想だと思ひますが、いかがですか。

○杉江政府委員 国がどの程度措置すべきか、負担すべきか、こういう問題

になりましたときには、やはり基本的な考え方は基準までを見るところが筋だろと思ひます。もちろん基準そのもの問題もありますから、それはそれとして検討すべき問題なんですけれども、国が措置する限度をきめる原則的な意味においては、やはり基準までという思想が出て参ると思ひます。ただし現在の規定におきまして、そういうふうな考え方を画一的にとることは、現実非常に障害の生ずる場合もあるわけでありまして、そのことを予定いたしましたので、この負担法の第五条にも特に特認規定があるわけでありまして、だからそのような基準までで押えることが実情に即して非常に不合理だというような場合には、その実情に即して、この特認規定に基づいて措置する場合もあるわけでございまして、基本的な考え方として基準までという考え方をとることは、私は国の立場としてはやむを得ない措置と考へます。

○山中(吾)委員 この法律の文章には「当該建物の従前の効用を復旧することを目的とする」これが原形復旧だ。この通りすなおに受ければ、そんな変な、実情に即してという思想は入っていない。その村の校舎の焼けた分を復旧してやるということが従前の建物の効用を復旧するという意味で、全部に該当するのが当然立法の精神だ。それで実際に三十年、四十年前に村が一生懸命に建てて、不幸にして火事になったときに、学校の建物を少なくしか建てられなくなった、補助をくれなさい—それは行政的にいっても教育に對して非常に冷たいものだし、災害復旧の場合についてはやはりそのまま

ずばりと—原形復旧というものはそういう変な基準で減らすというふうなことはしないで出すべきだ。実際の教育振興という立場からいっても、そういう理屈を抜きにすべきだと思ひます。これはまた実際の教育行政の立場からいっても私は切実な中央、地方の問題だと思ひます。その点については、現行法の文章からいっても、従来の建物の効用をそのまま復旧するというその文字通り当然に補助対象にすべきであり、できるのじゃないかと思ひますが、その点はどうでしょう。

○杉江政府委員 この法律も、「政令で定める基準による」、こういうふうになっておりまして、今のことをそのまま読むことに必ずしもならないわけでありまして、いざにいたしまして、も実際問題としては、できるだけこの特認規定を活用してやはり教育の質の低下を来たさないように努力すべきだ、こういう御趣旨には私は賛成でございまして。ただ建前として、実情を見るところが全面的にそのままといふことではどんなものか。国の建前としてやはり基準までという考え方が出るのにはやむを得ない、かように考へておるわけでありまして。

○谷村政府委員 文部省政府委員のお答えになった通りであると思ひます。要するに教育の内容なり効用なりというものが、その建物なり学校の施設なりによって十分確保されるという基準に該当すれば、それで十分原形を復旧するという目的は達成されるものだというふうには私どもとしては考へます。

○山中(吾)委員 そういうふうにお互いにくるに於て妙なことを言われるのでは納得するわけにいかぬのです。が、そうすると、その村の生徒が将来減るからというふうなことを考へて基準を定めるとするならば、ある橋梁がつぶれたときに、将来交通が非常に少なくなるといふことになるならば、今まで四間の橋を三間にするという理屈も原形復旧に入るでしょう。そんなばかな思想がどこから果ててきてくるのか。ほかの災害復旧の場合にはそういう概念は少しも適用されていませんよ。学校だけでですよ。そこで当然のように局長と次長が言われておるけれども、そうでなくて、やはり教育の方面については一般の圧力が少ないから、そういうふうな便宜解釈を下して常識化している。ほかの行政部門ではそういうことはありません。お調べになったらわかる。少なくともこういうことぐらひは、村がどうしても通りの建物を建てたい、特別教室を作っていたのを作りたいということであれ

ば、私は補助対象にすべきだと思ひます。行政的にも私はできるのじゃないかと思ひます。この点について、大臣一つ改善すべきだというふうなことをお考へにならないと教育の充実になりませんよ。

○荒木国務大臣 原形ということは今までの話で大体はつきりしていると思ひますが、現在の基準が間違っているという点を御指摘になるとするならば、それはそれ自身で問題があると思ひます。しかし現にある基準が正しいものとすれば、その基準に従って建てられた学校が原形であつて、町村の財政的余力もしくはPTAの熱望によつて基準プラス・アルファのものが現在すでにある、それが災害を受けたから原形復旧するんだという場合に、プラス・アルファの部分まで原形なりとして補助対象にするかいなかが今の問題だろうと想像されますが、それは少し行き過ぎた補助対象だ。それをその行き過ぎた部分までやりたければ、建てたときと同じように自己財源等でまかなくて、そして基準に基づいた補助と一緒にして、いうところの原形、もとの形にするというのが常識的な判断だろうと思ひます。ですから、そういうことも当然どこにもあり得ることだから、基準そのものをどうかしやうという言い方になってくるだろうと思ひます。そこで基準そのものど今後に向かって改善するという課題としては残りますよ。それから、その努力はしなければならぬと思ひているわけじゃないけれども、生徒が減るから減らさなければならぬと思ひているわけじゃないけれども、それは今の橋の幅を水の量を勝手に想定して短くするのと同じことが非常識だとおっしゃるのと同じ

意味で、生徒数が減るからそれだけ減らさなければならぬという課題じゃないと思ひます。教育効果を上げる意味においてさらにふやさなければならぬという結論が出るかもしれません。それは将来の検討問題でありまして、これが、やはり政府委員から申し上げましたように、国としてお約束しておる基準に基づいた原形、それがほんとうの解釈だろうと私も思ひます。

○山中(吾)委員 大臣の考へは、もとの形の建物通り復旧すれば原形プラス・アルファになるということだ。そうじゃなくて、基準で減らして補助を減らせば原形マイナス・アルファじゃないか。あなたの論理は逆です。だから原形マイナス・アルファになるような基準であるからそこに問題が出るので、災害復旧の場合については、文字通り従来の建物の効用を復旧するという明文まであるのですから、そういう方向に努力すべきが少なくとも行政上の正しい立場だと私は思ひます。そこで先ほど課長が、そういう場合には二割くらいというな話を話したことは違ふのですか。

なおただいまいろいろ基準に関し  
ます考え方が出たわけですが、激甚災害  
の特例立法例では、伊勢湾のとき、第  
二室戸のときには基準を撤廃した特例  
措置を置いたわけでございまして、激  
甚災害地につきましてそういう措置を  
従来講じて参ったわけです。今回激甚  
災害につきまして統一立法が別途でき  
るわけですが、そうしますと、従来公  
立学校につきまして特別立法をいたし  
ておりましたものうち、負担率の関  
係は統一立法の方にいく。それから改  
良復旧は、母法を改正して一般災害の  
ところまで改良復旧を広げる基準の問  
題につきまして、従来激甚災害につい  
て実績として出ておりました基準を考  
えないという思想を一般災害にまで広  
げるかどうかというところが実は論議  
として問題になったわけでございま  
す。この点につきまして、先ほどから  
大臣、局長がお話になっておられます  
ように、基準そのものを今日改訂しな  
ければならないという時期にもありま  
すし、かつただいま申し上げました政  
令の第一条第二項の規定を適用するこ  
とによりまして、少なくとも従来激甚  
甚災害地において実績として確保され  
ておった部分は執行上確保する、これ  
以上広げるかどうかはまた今後の問題  
として検討を続けよう、こういうこと  
にいたしておるわけでありませう。

○山中(吉)委員 課長の答弁でだいが  
真相が明らかになってきたわけですが、  
そうすると激甚災害の場合には、す  
でに原形復旧を実績通りに補助対象に  
してやめたという実績が出ておるので  
すね。そうしますと、こういう問題  
は、激甚地とそれ以外と差別すべき性  
格のものではないと思ふのです。

たとえば今度の一部改正についても、  
改良については激甚災害の場合には云  
云と書いてあるが、こういうものと差  
別すべきでない。それは各村々の教育  
的熱情にこたえる趣旨なのであって、  
激甚であろうがなからうが同じであ  
る。一般災害に限らず、激甚にかか  
わらず、当然に実績において原形復旧  
をさすべきだと思ふので、そういう方  
向に拡張すべきだと私は思う。すでに  
そういう過去の激甚に適用されておる  
ということが自体が、私の言うことが正  
しいことが証明されておると思うので  
すが、大臣、来年度くらいは少し実現  
するように、特別に教育行政の考え方  
にもう少し積極性を出して、何らかの  
前進をしてももらいたいと思うので、そ  
の点、大臣に要望しておきたいと思  
うのです。どうですか。

○荒木国務大臣 少し食い違いがある  
ような話ですけれども、しかしもの思  
考の方としては基準の問題だろうと思  
います。偶発的に起こりましたことに  
依存していくべきじゃない。基準とし  
て確立されるべきものであり、基準その  
ものの再検討課題であらうと思ひます。  
それはさっき申し上げましたような気  
持で、いろんな問題もありませんが、合  
めまして、合理的な線を出したい、そ  
の努力をしたいと思ひます。

○床次委員長 他に質疑もないよう  
でありますから、本案に対する質疑はこ  
れにて終了いたしました。

諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立総員。よって、本  
案は原案の通り可決いたしました。

ただいまの議決に伴う委員会報告書  
の作成等につきましては、委員長に御  
一任を願ひたいと存じますが、これに  
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認め、さ  
よう決しました。

次会は来たる二十四日金曜日開会す  
ることとし、本日はこれにて散会いた  
します。

午後零時十三分散会

〔参照〕  
公立学校施設災害復旧費国庫負担法  
の一部を改正する法律案(内閣提出、  
第四十回国会閣法第一五九号)に関  
する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

○床次委員長 引き続き討論に入るの  
であります。討論の通告もありません  
ので、直ちに採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の

昭和三十七年八月二十八日印刷

昭和三十七年八月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局